

関西広域連合と鳥取県との危機発生時の相互応援に関する覚書

関西広域連合と鳥取県は、鳥取県が関西広域連合の広域防災分野に参加していない現状を踏まえ、危機発生時において相互に応援するため、次のとおり覚書を締結する。

(危機発生時の相互応援)

第1条 関西広域連合は、鳥取県の区域で次の事態(以下「危機」という。)が発生し、鳥取県だけでは十分に応急対策が実施できない場合に、応援活動を実施するよう調整する。

- (1) 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める災害
- (2) 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全確保に関する法律(平成15年法律第79号)に定める武力攻撃事態等及び緊急処理事態
- (3) 前2号に定めるもののほか、府県民及び滞在者の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態

2 鳥取県は、関西広域連合の区域(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県の区域。以下同じ。)において危機が発生し、当該区域を所管する府県だけでは十分に応急対策を実施できない場合に、関西広域連合と連携して応援活動を実施する。

(応援に必要な情報の共有)

第2条 関西広域連合と鳥取県は、相互に地域防災計画その他参考資料を交換する。

(連絡会議及び訓練への参加)

第3条 鳥取県は、関西広域連合が実施する防災に関する連絡会議及び訓練に可能な範囲で参加する。

以上を合意した証として、本書面を2通作成し、それぞれが記名押印の上、各々1通を所持する。

平成24年10月25日

関西広域連合
広域連合長 井戸 敏三

鳥取県
鳥取県知事 平井 伸治